

廃棄物処理施設使用料の改定について

廃棄物処理施設使用料（以下「使用料」という。）は、大分市廃棄物処理施設条例第5条に基づき、市民及び事業者が本市の一般廃棄物処理施設にごみ等を持ち込む際に負担していただいています。

使用料の改定については、平成25年度の第2回大分市清掃事業審議会でお示しした見直し期間でありませ、前回改定より5年を経過することから、今回見直しを実施するものです。

1. これまでの経過

平成16年4月1日	事業系ごみと家庭ごみの区分と併せ料金改定
平成26年4月1日	消費税増税（5→8%）に伴う料金改定
平成26年7月1日	事業系ごみの料金改定（現行使用料）
平成26年11月1日	家庭ごみの料金改定（現行使用料）

2. 使用料の推移

事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物（事業系ごみ）

平成16年4月1日～	平成26年4月1日～	平成26年7月1日～
100kg以内 800円	100kg以内 820円	20kgまでごとに 200円
100kgを超えるときは20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に160円加算	100kgを超えるときは20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に160円加算	

一般家庭から生じた廃棄物（家庭ごみ）

平成16年4月1日～	平成26年4月1日～	平成26年11月1日～
100kg以内 350円	100kg以内 360円	20kgまでごとに 70円
100kgを超えるときは20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に70円加算	100kgを超えるときは20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に70円加算	※1回の搬入量が350kgを超えるものは、事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物とみなす。

3. 現行使用料の算定の考え方

事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物（事業系ごみ）

過去5年間の平均ごみ処分原価（焼却・破碎・埋立に要する費用）の50%程度の負担を求める。
ただし、使用料について近隣自治体との差があるとごみの流入や流出も懸念されることから近隣市の使用料との均衡を考慮する。

一般家庭から生じた廃棄物（家庭ごみ）

家庭ごみの有料化手数料の額を基準に使用料を設定する。
家庭ごみ有料化における市民のごみ処理原価（ごみ収集原価+ごみ処分原価）に対する負担割合を算出し、その負担割合をごみ処分原価に乗じて使用料を算定する。

4. 使用料改定について

事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物（事業系ごみ）

算定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間の平均ごみ処分原価の50%程度の負担 近隣自治体との均衡を考慮 金額区分について、20kgまでごとを10kgまでごとに変更

一般家庭から生じた廃棄物（家庭ごみ）

算定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの有料化手数料の額を基準に使用料を設定 家庭ごみ有料化における市民のごみ処理原価（ごみ収集原価+ごみ処分原価）に対する負担割合を算出し、その負担割合をごみ処分原価に乗じて使用料を算定 金額区分について、20kgまでごとを10kgまでごとに変更

5. 今後のスケジュール（案）

令和元年 7月以降	大分市清掃事業審議会において審議・答申
令和元年 12月	令和元年第4回大分市議会定例会へ条例改正（案）を議案上程 ※変更を要する場合